当該免許職種に関して、特定応用課程若しくは応用課程の高度職業訓練を修了し、かつ、その者が適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認めるものに限る。）とする。

指導力習得コース及び訓練技法習得コースの訓練科	免許職種
機械指導科	機械科（溶接科） （塑性加工科） （メカトロニクス科） （熱処理科）
電気指導科	電気科 電気工事科（メカトロニクス科） （発変電科） （送配電科）
電子情報指導科	電子科 コンピュータ制御科（情報処理科） （メカトロニクス科）
建築指導科	建築科 建設科（防水科） （左官・タイル科） （配管科） （木工科）

3　訓練技法・技能等習得コースの指導員養成訓練を修了した者の受けることができる免許職種は、その者が修了した次の表の上欄に掲げる訓練科に係る訓練技法・技能等習得コースに応じ、同表の下欄に掲げる免許職種（括弧を付した免許職種については、当該免許職種に関して、学校教育法による大学において当該免許職種に関する学科を修めて卒業した場合に限る。）とする。

訓練技法・技能等習得コースの訓練科	免許職種
機械指導科	機械科（溶接科） （塑性加工科） （メカトロニクス科） （熱処理科）
電気指導科	電気科 （電気工事科） （メカトロニクス科） （発変電科） （送配電科）

2　長期養成課程及び短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者の受けることができる免許職種は、その者が修了した次の表の上欄に掲げる訓練科に係る長期養成課程又は中欄に掲げる訓練科に係る短期養成課程に応じ、同表の下欄に掲げる免許職種（括弧を付した免許職種については、当該免許職種に関し総合課程若しくは応用課程の高度職業訓練を修了した場合又は学校教育法による大学において当該免許職種に関する学科を修めて卒業した場合に限る。）とする。ただし、短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者の受けることができる免許職種については、次の表の下欄に掲げる免許職種のうち、その者が適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認めるものに限る。

長期養成課程の訓練科	短期養成課程の訓練科	免許職種
機械指導科	機械科 溶接科 塑性加工科 メカトロニクス科 熱処理科	機械科 溶接科 （塑性加工科） （メカトロニクス科） （熱処理科）
電気指導科	電気科 電気工事科 メカトロニクス科 発変電科 送配電科	電気科 電気工事科 （メカトロニクス科） （発変電科） （送配電科）
電子情報指導科	電子科 コンピュータ制御科 情報処理科 メカトロニクス科	電子科 コンピュータ制御科 （情報処理科） （メカトロニクス科）
建築指導科	建築科 建設科 防水科 左官・タイル科 配管科 木工科	建築科 建設科 （防水科） （左官・タイル科） （配管科） （木工科）

3　長期養成課程及び短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者は、前項において定める免許職種に応じた職業訓練のほか、別表第八㈢の訓練科の欄に定める訓練科ごとに専門学科及び専門実技の教科の科目に相当する科目について実施する普通課程又は短期課程の普通職業訓練を担当することができる。

4　職種転換課程の指導員養成訓練を修了した者の受けることができる免許職種は、その者が修了した次の表の上欄に掲げる訓練科に係る職種転換課程に応じ、同表の下欄に掲げる免許職種とする。

職種転換課程の訓練科	免許職種
鋳造科	鋳造科
機械科	機械科
構造物鉄工科	構造物鉄工科